

北海道農政部における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の取扱いについて

『国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について(参考)(令和8年6月16日付け事務連絡(国土交通省不動産・建設経済局建設業課長))』に基づき、北海道農政部においてもナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり取り扱うこととします。

1. 調達検討資材とは

ナフサを由来とする建設資材とし、以下の資材を想定している。

硬質ポリ塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、ポリエチレン管、ガラス繊維強化ポリエチレン管、高密度ポリエチレン管、硬質ポリ塩化ビニル管継手材、暗渠排水管（部品類含む）、樹脂製仕切弁、透水性断熱材、盛土補強材、吸出し防止シート、遮水シート、目地材、止水板、塗料（シンナー）など。

2. 設計変更の考え方

- （1）調達検討資材について、受発注者間において協議を行ったうえで、発注者は、設計変更に該当するか否かを判断する。
- （2）調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により内容等を確認する。
- （3）別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ケース① 設計図書どおりの資材を調達できず、代替資材を調達した場合
 - ケース② 設計図書どおりの資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ケース③ 設計図書どおりの資材を調達したが、資材価格に調達経費等が反映された場合

3. 適用

本通知は、令和8年10月1日以降の入札工事に適用する。

なお、既契約工事であって本通知の対象となる工事についても、受発注者間での協議が整ったものから適用できる。

4. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

なお、工期延長にあたっては、『中東情勢の影響により資機材の納期が遅れるため』等の理由により、必要に応じて一時中止などしたうえで、工期を延長すること。

5. 積算方法

- （1）受注者から、「調達検討資材に関する協議書（様式1）」及び別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、受発注者間で協議し、調達検討資材を決定する。

- (2) 設計変更を行う対象数量は、設計数量（積算上の数量割増を含む）とする。
ただし、既に指定部分払いを行った当該数量は、対象数量としない。
なお、証明書類による数量が対象数量を下回る資材は、設計変更不可。
- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
なお、調達時期が異なり購入価格が複数ある場合は、加重平均とする。
- (4) 材料費が個別に設定されている場合は、(3)により決定した単価に入れ替える。
なお、材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格（刊行物単価）と(3)により決定した単価の差分を計上する。
- (5) 設計変更は、調達検討資材の単価確定後に行うことを基本とする。
- (6) 代替資材を調達した場合は、その資材に対応した施工歩掛を使用する。
なお、当該資材が設計図書で求める機能や品質を満足していることを確認する。
- (7) 本通知に基づき設計変更した資材は、工事請負契約書第22条（スライド条項）の対象外とする。

6. 特記仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事において以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、決定すること。

【特記仕様書記載例】

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更（必要に応じて工期変更）を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は工事監督員と協議のうえ決定するものとする。
3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に工事監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 設計図書どおりの資材を調達できず、代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 設計図書どおりの資材を調達したが、資材価格に調達経費等が反映された場合迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により提出するものとする。ただし、代替資材の調達が必要となる場合は、当該資材が設計図書で求める機能や品質を満足していることが確認できる資料等を工事監督員に提出のうえ、協議するものとする。
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出するものとし、その別途調達経費については協議が整った資材を、設計変更の対象とする。

7. 中東情勢の変化等による建設資材の流通を踏まえた設計変更のイメージ

『国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について(参考)(令和8年6月16日付け事務連絡(国土交通省不動産・建設経済局建設業課長))』より引用

